

新たな富山県障害者計画の策定について

現行の富山県障害者計画（新とやま障害者自立共生プラン）の計画期間が平成 25 年度で終了することから、現計画策定時（改訂版：平成 21 年 3 月）以降の障害者基本法の改正をはじめとする制度改正や障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、平成 26 年度からの新たな計画を策定することとしたい。

○検討体制

- ・ 障害者基本法第 11 条第 5 項の規定に基づき、富山県障害者施策推進協議会のご意見をお伺いしながら計画を策定する。
- ・ 計画に盛り込む内容は、福祉、保健、医療、教育、就労など幅広い分野にわたることから、富山県障害者施策推進協議会の下に幹事会を設置し、計画案を検討する。（メンバー：庁内関係課長、会長：厚生部次長）
- ・ 市町村、障害者団体、障害者施設・事業所等からご意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施する。

○策定スケジュール（案）

- | | | |
|---------|----------|------------------------------------|
| 平成 25 年 | 3 月 25 日 | ・ 平成 24 年度第 2 回施策推進協議会 |
| | 6 月 | ・ 第 1 回幹事会 |
| | | ・ <u>第 1 回施策推進協議会（計画見直し方針）</u> |
| | 10 月 | ・ 第 2 回幹事会 |
| | | ・ <u>第 2 回施策推進協議会（計画骨子案）</u> |
| | | ・ 市町村への骨子案説明・意見聴取 |
| | | ・ 第 1 回障害者団体との意見交換 |
| | | ・ 施設・事業所（居住・日中活動系）説明会、意見聴取 |
| | 12 月 | ・ 第 3 回幹事会 |
| | | ・ <u>第 3 回施策推進協議会（計画素案）</u> |
| 平成 26 年 | 1 月 | ・ 施設・事業者（訪問系）説明会での説明・意見聴取 |
| | 2 月 | ・ 第 2 回障害者団体との意見交換 |
| | | ・ 施設・事業所へ意見照会 |
| | | ・ 市町村への素案説明会・意見聴取 |
| | | ・ パブリックコメント |
| | 3 月 | ・ 第 4 回幹事会 |
| | | ・ <u>第 4 回施策推進協議会（意見とその対応、計画案）</u> |
| | | ・ 計画策定 |

※ 現計画策定時の日程を参考にスケジュール（案）を策定

(参考1) 障害者基本法の規定

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6～9 [略]

富山県障害者施策推進協議会

(参考2) 障害者制度改革に関する最近の主な動向

平成21年12月	内閣に「障がい者制度改革推進本部」設置（本部長：内閣総理大臣）
平成22年1月	「障がい者制度改革推進会議」において議論開始
6月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定
12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立 ⇒ 障害者自立支援法、児童福祉法等改正
平成23年6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立（平成24年10月施行）
7月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立
8月	「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
平成24年6月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」制定（一部を除き、平成25年4月施行） 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」成立（平成25年4月施行）
9月	障害者政策委員会差別禁止部会が「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての意見を取りまとめ

(参考3) 国の新たな障害者基本計画（平成25年度～）の策定状況

- ・H24.5.21 障害者政策委員会設置（任務：障害者基本計画の策定に関する調査、審議等）
- ・障害者政策委員会では、平成25年度からの障害者基本計画を策定するため、これまでに委員会を5回開催（このほか分野毎に設置された6つの小委員会を各3回開催）
- ・平成24年12月17日に開催された第5回委員会において、障害者基本計画についての内閣総理大臣への意見が取りまとめられた。
- ・この意見では、基本理念や基本原則などに始まり、分野毎に、「障害者政策委員会での意見」と「新基本計画に盛り込むべき事項」が整理されている。
- ・今後、この意見を踏まえて新しい障害者基本計画が策定（閣議決定）されるものと考えられる。